

## 5 学校評価の充実

学校は、必要に応じて、保護者・児童生徒アンケートを活用しながら「自己評価」を実施してその結果を公表するとともに、保護者・地域住民等による「学校関係者評価」を行い、学校経営の改善に向けての意見が各方面から得られる学校評価システムの充実に努める必要があります。そして、学校評価の取組により見えてきた自校の「強み」と「弱み」を把握し、組織的・継続的に改善活動に取り組むことが大切です。

### (1) 四日市市学校評価システム

「学校づくりビジョン」の達成をめざした学校経営を推進していくには、「経営」の視点が明確になっていることが必要です。同時に「学校づくりビジョン」の進捗状況や取組に関する機能が常に評価・診断でき、その結果に基づいて次の手立てや方法を明確にして「めざす子どもの姿・めざす学校の姿」を実現していくための学校評価システムが必要になってきます。

本市においては、「学校づくりビジョンの重点目標に基づく評価」、学校教育指導方針に基づく「学校教育活動の評価」、学校経営のあり方を診断する「学校経営手法の診断」の3つを組み合わせて自己評価としています。さらに、保護者・地域住民等が行う「学校関係者評価」をあわせたものを、「四日市市学校評価システム」としました。

目標と計画が具体的で取り組む内容がはっきり分かるものであれば、評価は自然と行われるものです。従って、学校の現状と課題、地域の実情等を踏まえた適切な「学校づくりビジョン」の策定が必要となります。そして、「学校経営手法の診断」に示された視点で学校評価を行うことにより、組織のあり方について共通理解を図り、組織体としての取組を充実させることにつながります。

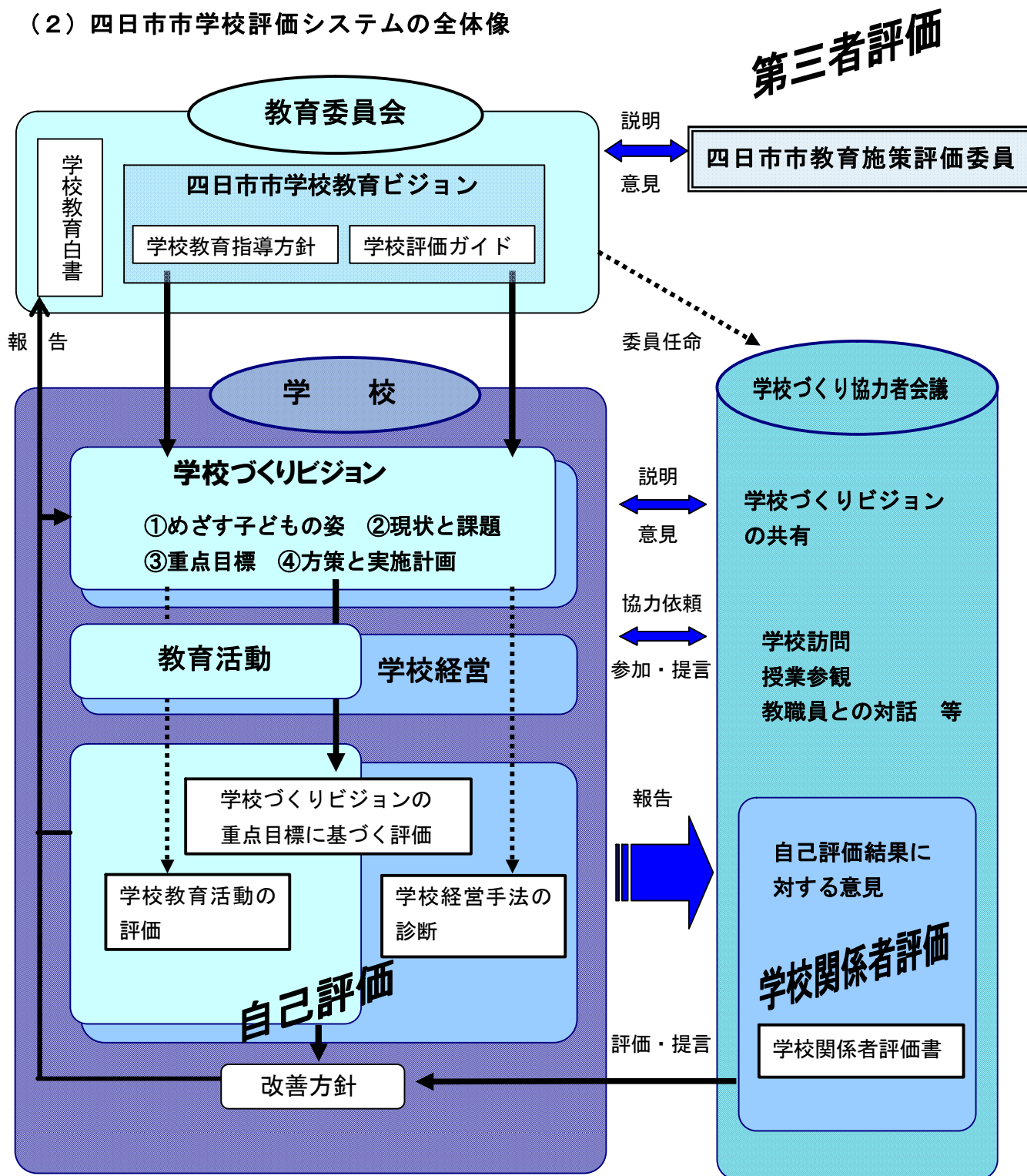
第三者評価の実施体制については、文部科学省「学校評価ガイドライン〔平成22年7月20日改訂〕」では、以下のように示されています。

- 第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、その責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。
- 具体的な実施体制については、地域や学校の実情等に応じて、次のような取組を含め柔軟に対応することが考えられる。
  - (ア) 学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う。
  - (イ) 例えば中学校単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う。
  - (ウ) 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う。

第三者評価を行うに当たっての留意点は、法令上義務付けられている自己評価と、実施が努力義務となっている学校関係者評価が十分に行われていることが重要です。

第三者評価は、それらを補完することで学校評価全体がより充実したものとなることが望まれています。本市の第三者評価のあり方については、今後も検討を進めていきます。

(2) 四日市市学校評価システムの全体像



※運営協議会が組織されている学校では、運営協議会において学校関係者評価を実施します。

※教育委員会では、学校教育ビジョンに基づく「教育委員会の点検・評価」の実施にあたり、「四日市市教育施策評価委員」を委嘱し、本市の学校評価のシステム全体を検証するとともに、教育委員会が学校に対して行う施策の改善について、その知見の活用を図ります。

### (3) 自己評価

自己評価は、教職員が設定した目標等に照らして行うものです。学校評価の最も基本であり、重要なものであると位置づけます。必要に応じて、児童生徒アンケートや保護者アンケートを実施するなどして、学校関係者の客観的な声も取り入れながら行います。

本市では、「学校づくりビジョンの重点目標に基づく評価」を重視して行います。それに加えて、学校教育指導方針に基づく「学校教育活動の評価」と、学校経営品質に基づく「学校経営手法の診断」を行います。

#### ○ 自己評価を実施するにあたっての留意点

- ① 評価項目・指標等の設定にあたっては、重点目標の達成に即した具体的かつ明確なものとし、教職員が意識的に取り組むことが可能な程度に精選します。
- ② アンケート結果や学校運営に関する様々なデータを総合的に分析して、目標の達成状況や取組の適切さについて評価します。
- ③ 評価の項目によっては、教職員、児童生徒、保護者の3者の意識のずれに注目することも必要です。
- ④ 両極端の結果が出た場合、平均化してまとめるのではなく、そのような声が一部だけであっても、出てきた背景を分析することが大切です。

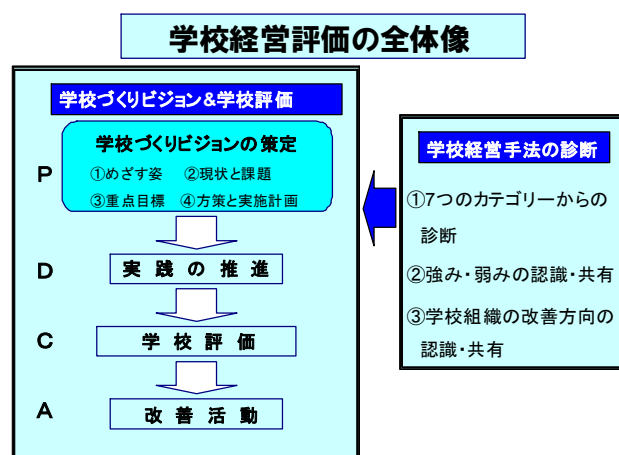
#### ○ 学校経営手法の診断について

「学校経営手法の診断」は、学校の教育活動全般の状況を「学校経営品質」に基づく7つの視点から診断し、「学校づくりビジョン」の実現のための「重点」として示した取組などについて、特に学校が重視しなければならない視点を明らかにし、「その取組がうまくいっているか、うまくいっていないのか」から診断を始めることで、「学校の何を変えればよいか」という話し合いにつなげていくことをねらいとしています。

そして、話し合いから見えてきた組織体としての学校の「強み」、「弱み」を認識し、「学校として大切にしていきたい取組」や、「重点的に改善に取り組むべきこと」を明らかにすることで、「めざす子どもの姿や・めざす学校の姿」の実現に向け、学校全体で改善活動を継続的に進めようとするものです。

この診断は、経営責任のある校・園長が、学校経営を改善していく方策を探るものとともに、教職員においても、学校全体が組織体として教育活動を進めることができているかについて見直しを図るものです。経営診断を誰が実施するかは各学校の裁量としますが、「学校経営委員会」や従来の「運営委員会」、「企画委員会」等を中心に、全教職員がかかわれる形を工夫し、実施されることが望まれます。

また、実施時期についても年度末に限らず、長期休業中に診断を実施することで、十分な話し合いの時間が取れるとともに、次の学期にその結果を反映した改善活動が実践できます。





#### (4) 学校関係者評価

学校関係者評価は、自己評価の結果をもとにして、学校関係者である保護者・地域住民等で行う評価です。本市においては、協力者会議や運営協議会で実施します。

##### ○ 学校関係者評価の目的

- ① 学校が行った自己評価が、保護者・地域住民等の目から見ても違和感なく受け入れられるかについて意見交換することで、自己評価の客観性・透明性を高めます。
- ② 評価活動を通じたコミュニケーションにより、保護者・地域住民等は、学校の努力状況や仕事の現実を知り、学校は、保護者・地域住民等からどのように見られているのかを知ることで普段の教育活動を振り返るきっかけとなるなど、お互いの理解を深めます。
- ③ 保護者・地域住民等が、学校と一緒に子どものことを考え、それぞれの立場や視点から意見を出し合うことで、共によりよい学校をつくるための取組につなげます。

##### ○ 学校関係者評価を実施するにあたっての留意点

- ① 年度当初に「学校づくりビジョン」を説明する機会等を持つことで、学校の現状やめざす方向を委員と共有を図ります。また、学校だよりや学校ホームページ等を通して、日常的に学校からの情報発信を積極的に行います。
- ② 学校行事や日常の教育活動の様子を参観してもらう機会を積極的に設定します。
- ③ 評価を行う委員が保護者・地域住民等であるため、学校運営の詳細について網羅的な評価をしたり、専門的に分析・評価をしたりすることは現実的ではありません。
- ④ 学校評価に対する理解や目的等を周知することや、学校に関する様々な情報を発信することにあたっては、保護者・地域住民等に理解しやすい内容を中心に、分かりやすい言葉で適切な量となるよう工夫・精選をします。
- ⑤ 保護者・地域住民等からの信頼を高めるために、また、「よりよい学校づくり」への協力や支援を受けるためにも、学校は評価結果を真摯に受け止め、迅速に改善方針に反映させます。
- ⑥ 学校関係者評価は、各委員へのアンケートの実施や個別の意見聴取だけで行うことは適当ではなく、協力者会議や運営協議会での話し合いによって行うものです。



##### やってよかったと思える学校評価にするために（その5）

- 協力者会議や運営協議会では管理職と委員との意見交換の場に留めるのではなく、可能な限り教職員が同席すると、より具体的な状況が直接伝わり、意見交換も活発になるとともに、学校改善の取組につなげやすくなります。
- 学校関係者評価を実施するにあたり、各委員の時間的な制約を考慮し、事前に検討資料を配布するなど、意見交換の時間確保の工夫をします。
- 委員は学校をよく知る「関係者」であることから、初めはよいところのほめ合いになりやすく厳しい意見が出されにくい傾向があります。多くの気づきを得るためには、批判的友人関係（クリティカルフレンド）が理想的な関係であると言われます。
- 学校関係者評価の目的について、全教職員で共通理解を図っておくことが必要です。

## (5) 評価結果の公表

### ○ 評価結果公表の目的

学校評価の結果を公表する目的は、保護者・地域住民等に信頼される開かれた学校づくりを進める上で、学校としての説明責任を果たすことです。

また、学校評価の公表は、学校の努力や積極的な取組、今後改善していきたいと考えている事柄などをアピールしたり、あるいは学校が抱えている課題を示したりすることにより、保護者・地域住民等の理解や支援を得ることのできる絶好の機会と捉えることもできます。

### ○ 評価結果の公表にあたっての留意点

- ① アンケート結果のみを公表するのではなく、公表のねらいや具体的な改善の手立て等、各学校の実状に応じ、その内容の工夫が求められます。
- ② 伝えたい内容の要点を簡潔にまとめたり、表やグラフを用いて分かりやすくしたりするなど、情報の受け手の立場に立った公表の工夫を心がけることが大切です。
- ③ 個人情報の保護や公表に適している内容なのかを十分に考慮し、適切に行うことが必要です。

## (6) 教育委員会への報告

自己評価の結果（様式1～様式3）及び学校関係者評価の結果（様式4）を、教育委員会へ提出します。様式1～様式3については、根拠を明確にした評価結果を4段階で表します。

【様式1】自己評価書 …… 学校づくりビジョンの重点目標に基づく評価をする。

【様式2】学校教育活動の評価 …… 学校教育指導方針に基づく項目で評価をする。

【様式3】学校経営手法の診断 …… 学校経営品質に基づく項目で評価をする。

【様式4】学校関係者評価書 …… 観点を明らかにして、出された意見を集約する。

※ 各様式については 16 ページ以降に掲載します。【様式1】の項目数については、各学校の重点目標の設定数によって異なります。

※ 4段階評定は、（4 …… 十分 3 …… 概ね十分 2 …… やや不十分 1 …… 不十分）となります。

※ 四日市市においては、平成22年度より市内全幼稚園、小中学校の自己評価書【様式1】を教育委員会ホームページにおいて公表しています。